

○大府市妊産婦・乳幼児健康診査実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、妊婦及び産婦（以下「妊産婦」という。）並びに乳幼児の健康の保持及び増進、異常の早期発見及び早期治療並びにB型肝炎の母子感染を防止するため、母子保健法（昭和40年法律第141号。以下「法」という。）第13条の規定に基づき、妊産婦及び乳幼児に対して実施する健康診査について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 妊婦 妊娠中の者
- (2) 産婦 出産後1年未満の者
- (3) 新生児 生後4週間（満28日）未満の者
- (4) 乳幼児 小学校就学前までの者（新生児を含む。）

(対象者)

第3条 健康診査の対象となる者は、本市に居住し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき、本市の住民基本台帳に記録されている妊産婦及び乳幼児とする。

(健康診査)

第4条 健康診査の区分及び受診回数の上限は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 妊婦健康診査 14回
- (2) 子宮頸がん検診 1回
- (3) 産婦健康診査 2回
- (4) 新生児聴覚検査 1回
- (5) 乳幼児健康診査 2回
- (6) 多胎妊婦健康診査 5回

2 健康診査の内容は、別表のとおりとする。

(受診票)

第5条 市長は、法第15条の規定による妊娠の届出をした者に対し、妊婦健康診査受診票、産婦健康診査受診票、新生児聴覚検査受診票及び乳幼児健康診査受診票（第1号様式。以下これらを「受診票」という。）を交付するものとする。

2 現に妊娠中であって他の市町村又は特別区において妊娠の届出をした者又は出産後1年以内の者で新たに本市に居住し、本市の住民基本台帳に記録されたものが受診票の交付を受けようとする場合は、妊産婦・乳幼児健康診査受診票交付（再交付）申請書（第2号様式。以下「交付申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

3 市長は、交付申請書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、他の市町村又は特別区において使用した枚数を差し引いた受診票を交付するものとする。

4 市長は、受診票の交付状況その他必要な事項を明らかにしておくものとする。

5 第1項及び第3項の規定により受診票の交付を受けた者は、受診票を紛失し、破損し、又は汚損したときは、交付申請書を市長に提出し、受診票の再交付を受けることができ

る。この場合において、市長は、再交付する受診票の欄外に「再交付」と朱書きして交付するものとする。

(受診票の有効期間)

第6条 受診票の有効期間は、次に掲げる期間とする。

- (1) 妊婦健康診査 交付の日から出産の前日まで
- (2) 子宮頸がん検診 交付の日から出産の前日まで
- (3) 産婦健康診査 出産の日から2か月以内
- (4) 新生児聴覚検査 出生の日から4週間(満28日)以内

ただし、主治医等の判断により、4週間以内に実施できない場合は、出生の日から1歳の誕生日の2日前まで

- (5) 乳幼児健康診査 出生の日から1歳1か月の前日まで
- (6) 多胎妊婦健康診査 交付の日から出産の前日まで

(健康診査の受診)

第7条 健康診査を受診する者(以下「受診者」という。)は、医療機関(病院又は診療所)又は助産所(以下「健診機関」という。)に受診票を提出し、健康診査を受診するものとする。

(健康診査の実施)

第8条 健診機関は、前条の受診票の提出を受けた場合は、受診票の記載内容を確認し、健康診査を行うものとする。

(費用の請求)

第9条 市長が契約した県内の医療機関(以下「委託医療機関」という。)は、受診票により行った健康診査について、健康診査を実施した月の翌月の10日までに妊産婦・乳幼児健康診査委託料請求書(第3号様式)を愛知県国民健康保険団体連合会(以下「連合会」という。)に提出しなければならない。

2 連合会は、前項の規定による請求書を受理した場合は、その内容を審査し、当該請求書を受理した月の翌月の10日までに市長に提出しなければならない。

3 市長が契約した県内の助産所(以下「委託助産所」という。)は、受診票により行った健康診査について、健康診査を実施した月の翌月の10日までに任意様式による請求書を市長に提出しなければならない。

4 市長は、第2項又は前項の規定による請求書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、当該請求書を受理した月の25日までに連合会又は委託助産所に委託料を支払うものとする。

5 連合会は、前項の規定により市長から委託料の支払を受けたときは、支払のあった月の翌月の25日までに当該委託料を委託医療機関に支払うものとする。

(大府市妊産婦健康診査補助金及び大府市乳幼児健康診査補助金)

第10条 委託医療機関又は委託助産所以外の健診機関において健康診査を受診した妊産婦及び乳幼児の保護者(以下「妊産婦等」という。)は、当該健診機関に対し、健康診査に要した費用を支払うものとする。

2 市長は、前項の規定により費用の支払をした妊産婦等に対し、大府市妊産婦健康診査補助金及び大府市乳幼児健康診査補助金(以下これらを「補助金」という。)を交付す

る。

- 3 補助金の額は、健康診査に要した費用の額とする。ただし、市と連合会又は委託助産所が締結する健康診査の委託契約に定める額を上限とする。

(補助金の申請)

- 第11条 補助金の交付を受けようとする妊産婦等(以下「申請者」という。)は、妊産婦・乳幼児健康診査補助金交付申請書(第4号様式)に、妊産婦・乳幼児健康診査結果報告書(第1号様式)及び健診機関の発行する領収書(原本に限る。)を添えて、市長に提出しなければならない。

(交付決定)

- 第12条 市長は、前条の規定による申請書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、妊産婦・乳幼児健康診査補助金交付決定通知書(第5号様式)により申請者に通知するものとする。

- 2 妊産婦等は、前項の規定による通知を受けたときは、妊産婦・乳幼児健康診査補助金交付請求書(第6号様式)を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

- 第13条 市長は、前条第2項の請求書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金を交付するものとする。

(事後指導)

- 第14条 健康診査を実施した健診機関は、健康診査の結果に基づき、妊産婦等に対し、適切な保健指導を行うものとする。

- 2 市長は、健康診査の結果に基づき、妊産婦等に対し、必要に応じて保健指導を行うものとする。

(委任)

- 第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際、現に改正前の大府市妊婦・乳児健康診査実施要綱第4の規定により交付された受診票は、当該受診票の有効期間の満了する日までの間は、改正後の大府市妊産婦・乳児健康診査実施要綱第5条第1項の規定により交付された受診票とみなす。
- 3 市長は、現に妊娠中であって平成19年3月31日前に妊娠の届出をした者に対し、別表第2に規定する妊娠週数に応じ、別に定める方法により受診票を交付するものとする。
- 4 市長は、平成19年3月1日から同月31日までに出産した者に対し、産婦健康診査受診票を交付するものとする。

附 則

この要綱は、平成19年7月1日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 市長は、現に妊娠中であって平成22年3月31日以前に妊娠の届出をした者に対し既に使用した枚数を差し引いた受診票を交付するものとする。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際、現に改正前の大府市妊産婦・乳児健康診査実施要綱の規定により交付された受診票は、改正後の大府市妊産婦・乳児健康診査実施要綱の規定にかかわらず、当該受診票の有効期間の満了する日までの間は、使用することができる。

附 則

この要綱は、平成24年7月9日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際、現に改正前の大府市妊産婦・乳児健康診査実施要綱の規定により交付された受診票は、改正後の大府市妊産婦・乳児健康診査実施要綱の規定にかかわらず、当該受診票の有効期間の満了する日までの間は、使用することができる。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際、現に改正前の大府市妊産婦・乳児健康診査実施要綱の規定により交付された受診票は、改正後の大府市妊産婦・乳児健康診査実施要綱の規定にかかわらず、当該受診票の有効期間の満了する日までの間は、使用することができる。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際、現に改正前の大府市妊産婦・乳児健康診査実施要綱の規定により交付された受診票は、改正後の大府市妊産婦・乳児健康診査実施要綱の規定にかかわらず、当該受診票の有効期間の満了する日までの間は、使用することができる。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際、現に改正前の大府市妊産婦・乳児健康診査実施要綱の規定により交付された受診票は、改正後の大府市妊産婦・乳児健康診査実施要綱の規定にかかわらず、当該受診票の有効期間の満了する日までの間は、使用することができる。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際、現に改正前の大府市妊産婦・乳児健康診査実施要綱の規定により交付された受診票は、改正後の大府市妊産婦・乳児健康診査実施要綱の規定にかかわらず、当該受診票の有効期間の満了する日までの間は、使用することができる。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際、現に改正前の大府市妊産婦・乳児健康診査実施要綱の規定により交付された受診票は、改正後の大府市妊産婦・乳児健康診査実施要綱の規定にかかわらず、当該受診票の有効期間の満了する日までの間は、使用することができる。

別表（第4条関係）

| 健康診査の区分 | | 健康診査の内容 |
|----------|------|--|
| 妊婦健康診査 | 第1回 | 一般診察、尿検査（蛋白及び糖）、血圧測定、超音波検査、初回血液検査（A B O血液型、R h（D）血液型、末梢血液一般、梅毒血清反応（S T S）、梅毒トレポネーマ抗体定性、血糖、H B s 抗原（陰性・陽性）、H C V 抗体定性・定量、不規則抗体、ウイルス抗体価（風疹）及びH I V - 1 . 2 抗体価 |
| | 第2回 | 一般診察、尿検査（蛋白及び糖）、血圧測定 |
| | 第3回 | 一般診察、尿検査（蛋白及び糖）、血圧測定 |
| | 第4回 | 一般診察、尿検査（蛋白及び糖）、血圧測定、超音波検査 |
| | 第5回 | 一般診察、尿検査（蛋白及び糖）、血圧測定 |
| | 第6回 | 一般診察、尿検査（蛋白及び糖）、血圧測定 |
| | 第7回 | 一般診察、尿検査（蛋白及び糖）、血圧測定 |
| | 第8回 | 一般診察、尿検査（蛋白及び糖）、血圧測定、超音波検査、血算の検査、血糖の検査、H T L V - 1 抗体検査、性器クラミジア感染検査 |
| | 第9回 | 一般診察、尿検査（蛋白及び糖）、血圧測定 |
| | 第10回 | 一般診察、尿検査（蛋白及び糖）、血圧測定、子宮頸管の細菌検査（G B S） |
| | 第11回 | 一般診察、尿検査（蛋白及び糖）、血圧測定 |
| | 第12回 | 一般診察、尿検査（蛋白及び糖）、血圧測定、超音波検査、血算の検査 |
| | 第13回 | 一般診察、尿検査（蛋白及び糖）、血圧測定 |
| | 第14回 | 一般診察、尿検査（蛋白及び糖）、血圧測定 |
| 子宮頸がん検診 | | 細胞診 |
| 産婦健康診査 | 第1回 | 一般診察、尿検査（蛋白及び糖）、血圧測定、メンタルチェック |
| | 第2回 | メンタルチェック |
| 新生児聴覚検査 | | 新生児聴覚検査 |
| 乳幼児健康診査 | 第1回 | 一般診察 |
| | 第2回 | 一般診察 |
| 多胎妊婦健康診査 | 第1回 | 一般診察、尿検査（蛋白及び糖）、血圧測定 |
| | 第2回 | 一般診察、尿検査（蛋白及び糖）、血圧測定 |
| | 第3回 | 一般診察、尿検査（蛋白及び糖）、血圧測定 |
| | 第4回 | 一般診察、尿検査（蛋白及び糖）、血圧測定 |
| | 第5回 | 一般診察、尿検査（蛋白及び糖）、血圧測定 |